

会社の 実力

第91回

MBA(経営学修士)を取得し、 中小企業の問題解決支援を行う弁護士

西村隆志法律事務所

司法制度改革により弁護士の人数は増えたものの、それによって中小企業が弁護士に求めるニーズに十分な対応が出来てきているとまではいえない。中小企業では、日々様々な問題に直面するが、適時に適切な助言が得られなければ問題は次第に大きくなり、解決するために多大なコストを負うことになる。ところが、多くの中小企業では、そもそも顧問弁護士がない、あるいは、顧問弁護士がいても訴訟直前にならなければ顧問弁護士に相談をしないという企業が多く、問題の「解決」から遠ざかってしまっているのが現状だ。

このような中小企業に対して適時に適切な助言をするために、中小企業支援に力を入れているのが西村隆志弁護士だ。



西村 隆志 弁護士

志法律事務所代表の西村隆志弁護士だ。西村弁護士は、同志社大学院司法研究科（ロースクール）を経て第1回司法試験に合格。その後、3年間の勤務弁護士をして、2011年1月に独立開業した。2012年1月

志法律事務所代表の西村隆志弁護士だ。西村弁護士は、同志社大学院司法研究科（ロー スクール）を経て第1回司法試験に合格。その後、3年間の勤務弁護士をして、2011年1月に独立開業した。2012年1月



淀屋橋駅から徒歩5分とアクセスも抜群

に山岡慎二弁護士、そして2015年1月には福光真紀弁護士がそれぞれ加入し、現在は弁護士3人体制で債権回収、労働問題、再生などの企業法務から破産、離婚、相続などの民事事件まで幅広く手掛けてい る。西村弁護士は、弁護士登

記以降、中小企業からの問い合わせに、問題に「対処」することを超えて、問題を「解決」に導くためには幅広い経営の知識が必要と痛感。そこで、弁護士業務の傍ら、2014年4月から同志社大学院ビジネス研究科（ビジネススクール）で学び、2016年3月にMBA（経営学修士）を取得した。

「ビジネススクールでの講義はもちろんのこと、MBA取得という志を同じくする経営者との交流によって、経営者がどのような点で悩みを抱えているのかを良く知ることができ、問題を『解決』するポイントが理解できた」と西村弁護士は語る。

周囲からは「弁護士がMBAを取得する必要があるのか?」という疑問の声があつたというが、それに對して西村弁護士は、「MBAという学位にこだわる必要はないと思うが、企業法務で問題を『解決』したいのであれば、相応の経営の

知識は必要と思う。同世代の弁護士には、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーの資格を取得するなど、ビジネスの知識を深めるための研鑽をし、中小企業のニーズに応えようと努力している人も増えている。ビジネススクールの同期には、公認会計士や税理士もあり、MBAを取得してビジネスの知識を研鑽したいと考えている士業は少しづつ増えつつあるのではないか」と話す。

中小企業が抱える問題に一時しのぎの対処をするに止まらず、根本的な解決をするための西村弁護士の活動は続いている。

【会社データ(問い合わせ先)

本社|大阪市北区西天満

2-6-8 堂島ビルヂング501

☎ 06-6367-1544

事業内容|法律顧問、債権回収、労務問題、不動産、倒産、離婚、相続など法 律問題全般

<http://www.nishimuralaw.jp>